

ゆうまつどころの相談事業 仕様書

1 相談名

- (1) 女性のこころの相談
- (2) 男性のこころの相談

2 目的

松戸市において、男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることの出来る社会の実現をするために、女性と男性の悩みや不安を取り除くことにより、市民が自立に向かうことを目的として実施する。

3 履行場所

松戸市本町 14 番地の 10 松戸市女性センター内

4 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 女性のこころの相談

- ・相談者（市内在住・在勤・在学）が抱える様々な問題や悩み等に関して、カウンセリング方式により、抱えている不安の解消を図るとともに、他の専門機関等を紹介することなどにより、解決へ導く。
- ・相談は、面接相談、及び、電話相談とする。
- ・一回あたりの相談時間は、おおむね 50 分以内とする。

(2) 男性のこころの相談

- ・相談者（市内在住・在勤・在学）が抱える様々な問題や悩み等に関して、カウンセリング方式により、抱えている不安の解消を図るとともに、他の専門機関等を紹介することなどにより、解決へ導く。
- ・相談は、電話相談とする。
- ・一回あたりの相談時間は、おおむね 30 分以内とする。

6 相談員の配置及び資格

相談員の配置は 1 名とし、資格要件は次のとおりとする。

- ・臨床心理士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントまたは、相談業務に関する専門機関の認定資格を有すること。
- ・男女共同参画社会の実現に対し認識及び理解があること。

7 相談時間及び回数

(1) 女性のこころの相談

- ・昼間相談 午前10時から午後 4時 1名 70回/年
- ・夜間相談 午後 2時から午後 8時 1名 24回/年

※委託日については、委託者と受託者が協議のうえ、年間委託回数を原則に第1～第4月曜日及び木曜日に割り振るものとする。(ただし、年末年始及び松戸市女性センターゆうまつどの休館日を除く)

(2) 男性のこころの相談

- ・月2回金曜日 午後 5時～午後 8時 1名 24回/年

8 相談内容

- (1) 生き方に関すること
- (2) 家族の問題に関すること
- (3) 夫婦・男女間の問題に関すること
- (4) その他日常生活でこころの悩みに関すること

9 報告

松戸市の定める書面により報告する。

- ・相談記録票に相談の内容を記録し、業務終了後速やかに提出する。
- ・月毎に相談記録の統計処理を行い、業務報告書を翌月5日までに提出する。
- ・年度末に実績報告書を提出する。

10 相談の申込み

- (1) 女性のこころの相談は事前申込み(予約)制とし、男女共同参画課職員が行う。
 - ・申込みは、月曜日～金曜日 8:30～17:00とする。
 - ・相談員が配置されている時は、相談員が行う。
- (2) 男性のこころの相談は、事前申込み(予約)無しとする。

11 支払条件

- (1) 相談実施日数による毎月の実績払いとする。
- (2) 毎月月締めとし、実績に基づく適法な請求書の提出があった日から30日以内に支払う。

12 その他

- (1) 相談の趣旨を十分認識し、問題の解決に努める。
- (2) 相談内容がDV被害者対応等の緊急を要する場合、または、専門的分野に及ぶと判断される場合は、市担当者に報告すると共に、市関係機関等の各種専門相談等と連携をとり、適切な対応をする。
- (3) 緊急的に対応が必要な場合には、早急に市の担当者に報告し、対応を図る。
- (4) 相談に関する制度や、市の制度、担当部署等についての研修の機会を持つ。

- (5) 相談の概要及び、相談内容について報告書に記載すると共に、月1回以上の職員との情報共有のための打合せを実施する。
- (6) 相談場所は松戸市女性センター内の部屋を使用する。
- (7) 相談業務に必要な、備品及び消耗品は市が支弁する。
- (8) 電話相談の電話機は、市が用意し、通信費は、市が支弁する。
- (9) 職務上知り得た秘密を他に洩らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。